

由布市公共工事請負契約約款の改正について（お知らせ）

前払金の使途拡大特例の適用対象が改正されたことを受け、「由布市公共工事請負契約約款」の改正を行います。記載事項に十分ご留意の上、制度の効果的な活用と、円滑な契約締結にご協力頂きますようお願いいたします。

記

1. 改正内容

公共工事の前払金及びその特例の取扱いにより使途拡大特例の適用対象が改正されたことを受け、約款第36条ただし書き中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改正します。

2. 約款の改正箇所及び取り扱い

改正箇所

由布市公共工事請負契約約款第36条を朱書き（下線）部分のように改正します。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この工事において償却される場合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年3月31日までに、払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

施行期日

平成29年4月17日から施行します。

契約時の約款の取り扱い

施行期日以降に由布市と工事請負契約を締結する場合は、[改正後の約款を添付](#)してください。最新の約款は改正日が「平成29年4月17日」となっていますのでお間違えの無いようお願いいたします。

約款のダウンロード

新たな「由布市公共工事請負契約約款」は、下記手順によりダウンロードしてください。

由布市ホームページトップ画面の「事業者の皆さんへ」バナーをクリック 「入札・契約」をクリック 「建設工事」各種様式をクリック ダウンロード一覧に様式有

3. 既に請負契約を締結している工事の取り扱い

平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用するものとします。ただし、受注者が既に前払金の全てを使用している等の理由により当該請負契約を変更する必要がない場合は、当該契約を変更しなくても差し支えないこととします。

ご不明な点は下記担当までお問い合わせ下さい。

由布市役所 契約検査室

担当：佐藤、小笠原 097-582-1111 内線 1243